

入所申込みをされる保護者の皆様へお知らせ

入所申込み手続きに個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、『支給認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳兼現況届）』提出時においてマイナンバー（12桁の個人番号）の記載及び個人番号カードもしくは通知カードにてマイナンバーの提供が必要になりました。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【Q. 個人番号（マイナンバー）は何に使われる？】

A. 副食費徴収免除対象者の判定や支給認定に関する事務で使います。

マイナンバーを利用することで、副食費の徴収免除かどうかの判断に必要な『所得課税証明書』などの書類の添付が不要になります。

《既に支給認定を受けている方（在園児等）について》

1. マイナンバーに関する提出書類

提出する必要はありません。

《支給認定を受けていない方（新規申込み等）について》

1. マイナンバーに関する提出書類

『個人番号(マイナンバー)申告書』に、世帯員全員のマイナンバーを記入し提出していただきます。

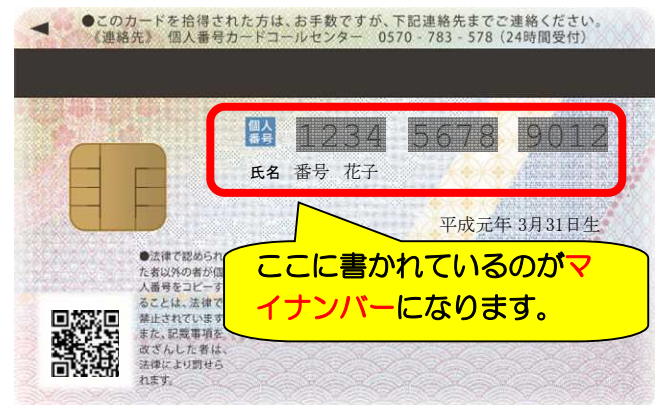
2. マイナンバーに関する書類の提出先

入園を希望する施設に提出してください。入所申込み関係書類（支給認定申請書等）と一緒に提出してください

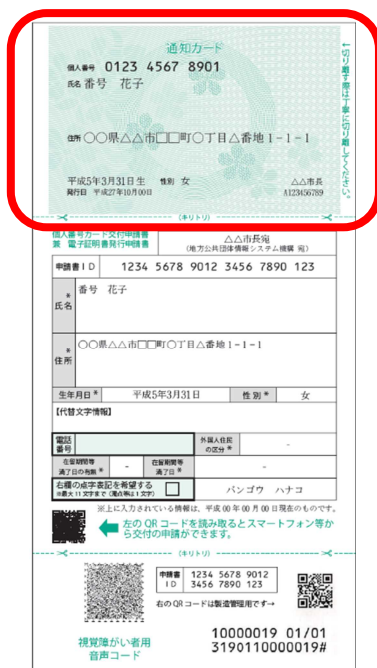
（注）封筒に『個人番号(マイナンバー)申告書』のみを封入していただき、封筒に名前を記入して園に提出してください。 ※他の書類は封筒に入れないでください。

マイナンバーの確認方法

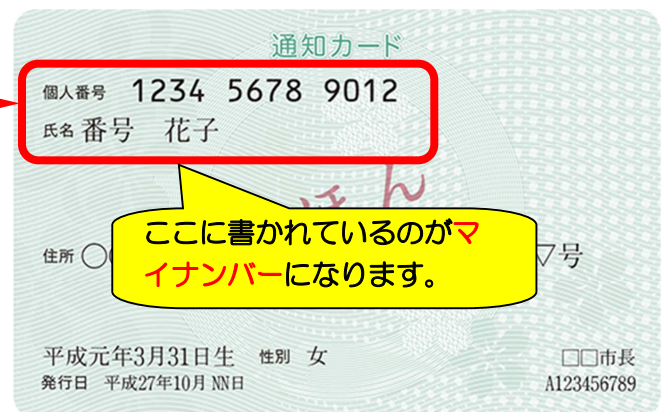
①個人番号カード見本



②個人番号通知カード見本



拡大



※マイナンバーは、個人番号カード、個人番号通知カード以外にも、「個人番号記載の住民票の写し」により確認することができます。

お問い合わせ先

大刀洗町教育委員会 こども課子育て支援係

TEL 0942-77-6205